

第三者（法人）による住民票・戸籍等の申請について

住民票や戸籍謄本などの不正な請求による取得を防止し、個人情報保護を目的から住民基本台帳法や戸籍法の一部が改正され、平成 20 年 5 月 1 日から住民票や戸籍謄抄本などを請求する場合、本人確認が必要となりました。

また、平成 22 年 6 月 1 日からは、改正された戸籍法施行規則の施行により、戸籍謄抄本などを請求する際の必要書類のうち、法人登記事項証明、委任状などの請求権限を確認するための書類は、原本を提出していただいています。

必要なもの	説明
申請書	<p>①法人の主たる事務所（本店）の所在地、及び請求する支店・営業所名、所在地</p> <p>②法人の名称、代表者氏名</p> <p>③代表者印または通常会社で使用している社印（角印等）の押印</p> <p>④担当者の氏名（署名または押印）、住所、生年月日、電話番号</p> <p>⑤具体的な請求理由及び使用目的　【住民基本台帳法 12 条の 3 第 1 項及び戸籍法第 10 条の 2 第 1 項】 使用目的は、「債権回収・債権保全」だけでは曖昧なため権利・義務の「発生原因・内容・証明が必要な理由」について次の例のように具体的に記載してください。請求理由によっては交付できない場合があります。</p> <p><input type="checkbox"/>「支払が滞っている債務者と不通になっていることから、債務者の所在確認のため」など</p> <p><input type="checkbox"/>「債務者が●年●月●日死亡し相続人を確定するために出生から死亡までの戸籍が必要」など 注）理由を証する疎明資料（対象者が死亡の場合は、死亡が記載された除票の写しが必要）</p> <p>⑥対象者の氏名、生年月日、住所または本籍と筆頭者氏名</p>
誓約書	<p>「今回取得する住民票、戸籍等は、使用目的以外には使用しないことを誓約します。」など</p> <p>※請求書に記入してもかまいません。</p>
疎明資料	<p>①請求者（債権者など）と対象者（債務者など）が確認できる契約書の写し（契約日・住所・氏名・生年月日等）で契約者の自署が確認できるもの。</p> <p>※インターネット申込み等で契約書の写しがない場合は、出力資料にその旨を記載し、法人及び社印を押印し、「契約内容に相違ない」旨を記載してください。</p> <p>※契約後、債権者や会社名が変更されている場合は、債権譲渡契約書の写しまたは、履歴事項証明書が必要です。</p> <p>②債務者の相続人を確定するために請求する場合は、債務者の死亡の記載がある除票の写し。</p> <p>③法定相続人の請求の場合は、相続開始、続柄、相続順位が確認できる戸籍等も必要です。</p>
法人の関係書類	<p>法人の資格証明書（登記事項証明書、代表者事項証明書など発行から 3 か月以内のもの）</p> <p>戸籍申請の場合は、原本が必要です。</p>
担当者の本人確認書類	<p>①従業員が請求する場合、法人等に所属をしていることが確認できる書類社員証又は社員証明書（代表者が作成した書面・社印押印）所在地が確認できるもの。</p> <p>②官公署が発行した顔写真付のもの（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等）</p> <p>※郵送の場合は、写しが必要です。</p>
手数料	<p>住民票（住民票除票）・戸籍附票　300円</p> <p>戸籍謄本・戸籍抄本　450円　除籍謄本・除籍抄本　750円</p> <p>※郵送の場合は、郵便局で取り扱っている定額小為替または現金書留でお願いします。</p>
送付先（郵送申請の場合）	<p>原則として、申請者の所在地へ送付します。また、送付先が異なる場合は、所在地の記載のあるパンフレット等を添付してください。</p> <p>※私書箱宛には、送付できません。</p>

【罰則】 偽りその他不正な手段により、戸籍・住民票等の交付を受けた場合は、罰則（30万円以下の罰金）が科されます。（戸籍法 133 条、住民基本台帳法第 48 条）

【問合せ・送付先】〒693-8530 出雲市今市町 70 番地　出雲市役所市民課　TEL:0853-21-6391